### 平成30年度第4回 事業評価監視委員会審議案件等一覧

■再評価案件

事業区分	事業名	事業 採択 年度	前回 評価 年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)						備考		
区刀					⑤の理由	⑤の理由 (a) (b) (c) (d)	(e)	(f)	重点の理由					
河川	荒川直轄河川改修事業 1 (荒川高規格堤防整備事業(西新小岩地 区))	_	_	(5)	高規格堤防整備を実施する地区の追加により、現時点で評価する必要性が 生じたため	重点						0	高規格堤防整備事業については、地区別 に事業再評価を実施することになったため	
	利根川·江戸川直轄河川改修事業 2 (江戸川高規格堤防整備事業(下妙典地 区))	_	-	(5)	高規格堤防整備を実施する地区の追加により、現時点で評価する必要性が 生じたため	重点						0	高規格堤防整備事業については、地区別 に事業再評価を実施することになったため	
道路	3 一般国道17号 新大宮上尾道路 (与野~上尾南)	H28	-	1		一括								
	4 一般国道20号 新山梨環状道路 (広瀬~桜井)	H28	-	1		一括								
港湾空港	5 川崎港東扇島~水江町地区臨港道路整備事業	H21	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			0				耐震設計の見直し等により推定事業費が 顕著に増加するため	

### ◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
- (経過措置で、審議件数を平準化するために3年目に実施)
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施 の必要が生じた事業

#### ◆重点審議案件の選定

- (a)事業計画が顕著に変更された事業
- (b)推定便益が顕著に減少する事業
- (c)推定事業費が顕著に増加する事業
- (d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e)特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
- (f)その他の要因

#### ◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、 一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

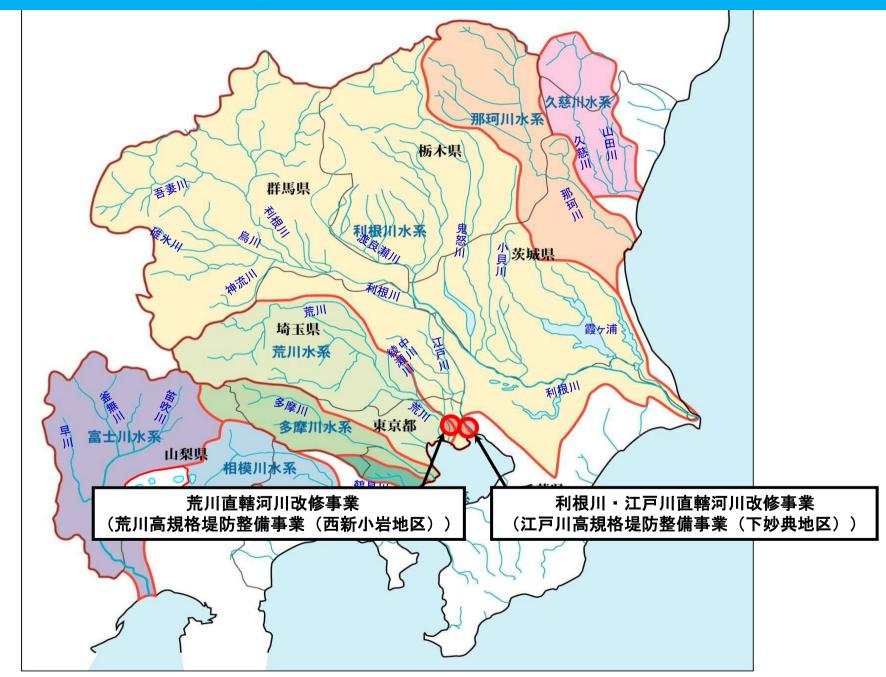
### ■事後評価審議案件

事業 区分		事業名 完了 年度		事後評価の理由	備考				
道路	1	一般国道1号 小田原箱根道路	H26	事業完了後一定期間が経過したため					
	2	一般国道4号 小山石橋バイパス	H25	事業完了後一定期間が経過したため					
	3	一般国道20号 竜王拡幅	H26	事業完了後一定期間が経過したため					
港湾空港	4	東京港中央防波堤内側地区複合一貫輸 送ターミナル整備事業	H25	事業完了後一定期間が経過したため					
営繕	5	前橋地方合同庁舎	H27	事業完了後一定期間が経過したため					

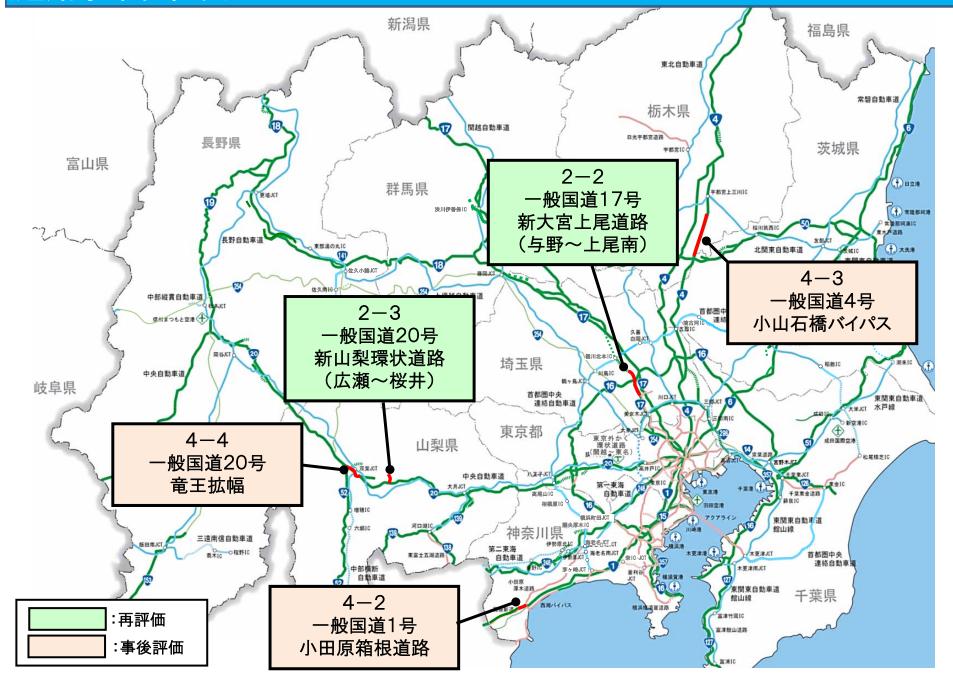
審議件数(事後評価): 5件

審議件数(再評価): 5件

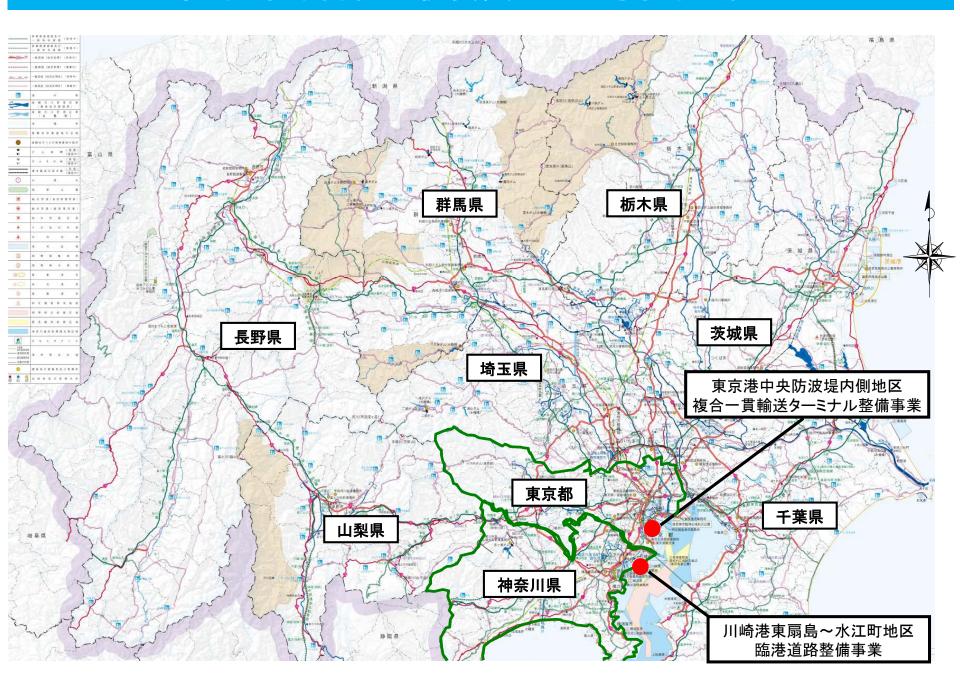
## 第4回事業評価監視委員会 河川事業位置図



## 道路事業位置図



## 第4回事業評価監視委員会 港湾事業位置図



# 第4回事業評価監視委員会 営繕事業位置図

